

# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画への 意見提言に向けた ～オンライン学習会～

障害者総合支援法と児童福祉法では、障害福祉サービス等の整備と給付等を円滑に実施するため、3年を1期として、市町村では「障害福祉計画・障害児福祉計画」を、都道府県では「長野県障害福祉計画・長野県障害児福祉計画」の策定が義務づけられています。この計画は障害者基本法による「障害者計画」の一部として、サービス提供体制等について、県や市町村施策を示す重要なものとなっています。

☆障がい者プランを学び、社会福祉士の視点で意見を提言していきましょう！

長野県では「新たな長野県障がい者プラン(障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)」策定に向けて、今後県民からの意見募集を実施する予定になっています。それにあわせて、長野県社会福祉士会でも意見提案をしていく方向です。

今後、会員それぞれの市町村でもパブリックコメント募集の動きも出てきます。こうした中、障害者総合支援法と児童福祉法の改正で何が変わろうとしているのか、改めて障害者の支援制度や関連施策の課題を学びながら、社会福祉士の視点で「現場の声」を反映させた提言をしていきましょう。

## ■講義『長野県障がい者プラン策定と、各市町村の障害福祉計画・ 障害児福祉計画の方向性及び社会福祉士の視点と役割』

□講師：相馬大祐さん(長野大学社会福祉学部 准教授)

□日時：11月8日(水)19時～21時(予定)

講義(60分)+グループワークと全体共有(50分)

□Zoomによるオンライン学習会です **会員限定・参加費無料**

主催：公益社団法人 長野県社会福祉士会  
(福祉活動委員会、北信支部・東信支部・中信支部・南信支部)

【申込み方法は裏面】

## 研修方法

Zoom によるオンライン研修です。

- 後日、当日資料と共に案内メールをお送り致します。

## 申込方法・締切り

申込み: Google フォーム <https://forms.gle/8tVkTCbSdQwFy49V7>

以下の QR コードも活用してください



申込期限: 10 月 30 日(月) 17 時まで

## その他(注意事項)

- ① あらかじめ使用する予定のデバイス(パソコン、タブレット、スマホ等)に Zoom アプリをインストールしてください。
- ② 参加にかかるデータ通信料は参加者負担となります。
- ③ オンライン研修会の特性上、通信環境やデバイスの接続状況により、映像や音声途切れてしまうなどの不具合が生じる可能性があります。

## 申込み及び問合せ先

公益社団法人 長野県社会福祉士会事務局  
〒380-0836 長野県長野市南県町 685-2 長野県食糧会館 6F  
電話 026-266-0294 FAX 026-266-0339  
メールアドレス [info@nacs.jp](mailto:info@nacs.jp)

